

2007年度国際法学会春季研究大会 報告要旨

(午前の部—1)

国際裁判における既判力原則

玉田 大（岡山大学）

国際裁判における判決の既判力は、判決の法的拘束力（ICJ 規程 59 条）と確定性（同 60 条）の複合的効果によって構成されており、その効果により法的紛争の最終的解決をもたらす。相対性を基調とする国際法秩序では、法の確定性や終結性への希求が強いため、法的見解の相違（=紛争）を確定的に終結させる判決の既判力は、法理論上も特別視されてきた。他方で、実際に既判力原則を適用する段階では、その機能の限定性が顕わとなり、上記の理論的評価と大きな隔たりを見せる。そこで、本報告では、既判力原則を巡る次の 2 つの相克を検討することによって、その要因を明らかにすることを目的とする。

第 1 に、既判力原則には一般性と個別性の間の相克が見られる。一方で、既判力概念の基盤として、法の確実性や法的安定性という「一般的」利益や「社会的」必要性が主張されてきた（一般性の契機）。他方で、既判力概念は「個別」の争訟の解決という裁判行為に付随するものであり、既判力の相対性原則により、その法的効果は訴訟当事国間に限定される（個別性の契機）。ジェノサイド条約適用事件判決（2007 年 2 月 26 日）における管轄権判断では、以上のような相克の問題が露呈していると言えよう。

第 2 に、既判力原則には確定性と暫定性の間の相克が見られる。一方で、既判力原則により、判決内容の妥当性が問い合わせされることなくなる（確定性の契機）。他方で、判決の既判力は、裁判所による事実認定と法解釈が「正しい判断」であるという法的推定でしかない（暫定性の契機）。以上のような相克は、国際裁判における不服申立手続の中で顕在化し、処理されている。そこで、判決解釈手続（ICJ 規程 60 条）や判決再審手続（同 61 条）などを概観し、既判力原則との関係を整理する。その結果として、既判力を巡る当事国間の紛争が判決後に発生し、訴訟当事国間の法的議論が継続していることが明らかになる。

以上のように、本報告では既判力原則を二つの座標軸を用いて分析し、その実際の適用段階における機能の限定性を明らかにする。それは、判決の既判力を「終着点」と捉える従来の見方に修正を迫るものとなろう。他方、本報告では、判決の既判力を「出発点」と捉える新たな視点を提示することによって、国際紛争処理システムにおける国際裁判の特殊な位置付けを明らかにしたいと考えている。

(午前の部—2)

国際法における対抗措置の位置づけ－国際紛争処理の法構造の視点から－

岩月直樹（立教大学）

国家は他国の違法行為を非難し、それへの対処を図るために様々な措置を執り、時には通常であればそれ自体が違法とされる措置、すなわち対抗措置に訴えることもある。こうした対抗措置が現在の国際法の下においても許容されることについては一般に、争いはない。しかし、その国際法における位置づけ、あるいは法的性質については、国家責任条文草案作成作業の一環として行われた国際法委員会による検討においても顕著な変遷が見られ、同草案作成作業が一応の終了を見た現在においてもなお、改めて確認されるべきものとして残されている。そしてこの問題は、対抗措置が裸の実力行使に留まるものではなく、国際法の体系的観点からも正当性を認められるものなのかという問題でもあり、ひいては制度としての対抗措置に内在する法的制約を特定する上でも、きわめて重要な意味を有する。

対抗措置は、その実態においては、権利侵害あるいは義務違反をめぐる他国との紛争を処理する過程において、法的に保護されるべき相手国の利益領域に一方的に介入することで、相手国への働きかけを行うものである。それを法的にどのようなものとして捉え、位置づけるかをめぐっては、今日、違法行為の相互性に基づく正当化事由（違法性阻却事由）として捉える見解（相互主義的正当化事由論）、国際法規則の規範性を維持するための制裁として捉える見解（法的制裁論）、そして国際法の規範内容の実現を強制するための手続として捉える見解（執行手続論）などの諸見解がある。これらの見解はいずれも、対抗措置の体系的観点からの正当性を、国際社会におけるその「必要性」に求め、それをふまえて国際法における位置づけを図るものと言える。もっとも、その「必要性」の内実をどのように理解するかという点でそれらの見解は理解を異にしており、それはつまるところ、国際紛争の処理過程に対する国際法による規律のあり方（国際紛争処理の法構造）に関する認識の相違に帰着する。

本報告では、このような問題意識に基づき、平和的紛争解決原則、紛争処理に関する条約規定及び国際判例などの国際実践をふまえて現代の国際法における国際紛争処理の法構造を捉え、当該法構造の視点から、対抗措置の「必要性」の内実の特定を試みることを通じて、現代の国際法における対抗措置の位置づけにつき検討することとしたい。

(午後の部—1)

戦間期における戦争の違法化－運動・国際法学者・政策－

篠原初枝（早稲田大学）

「戦争の違法化」は国際社会における規範変更の事例だとされている。本報告では、この事例において、第一に国際法学者および学説は影響を与えたのか、第二には彼らが影響を与えたとするならそれを可能とした要因は何なのか、第三には、規範変更における国際法学者また学説が果たす役割について考察する。

まず、「戦争の違法化」という規範変更プロセスにおいて、国際法学者および学説は影響を有したといえる。当時の学説は、一九二〇年代半ばの状況をつかみとり、戦争規制の動きは歴史的趨勢であるという議論を展開することで、知的議論の方向性を提示した。また。不戦条約の締結以後、その法的価値をめぐる論争が起きたとき、不戦条約を擁護し法的価値を積極的に見出す議論を作り上げ、中立をめぐる論争においても、中立概念の変容が起こりつつあるという議論を展開した。個別的には、Q・ライトの国務長官スティムソンの宣言を擁護する議論は、政策文書に国際法における意義を見出したもので、不承認主義の概念を導く契機となった。

影響力を駆使し得た要因は、まず国際法学者の議論、学説は当時の一般的潮流と孤立していたわけではなく、戦争の規制へと向かう世論の動向と合致しており、当時、戦争の違法化運動や平和運動が盛り上がりをみせていた。また、国際法学者も、レヴィンソンやショットウェルなどの運動家と緊密な関係を有し、国際法学者自身が「改革者」と呼ばれたように、運動家として的一面を自認していた。さらに、政策との関係でも、国際法学者の側からも積極的に影響を与えようと努力し、他方、政策の側にも、スティムソンやハルといった理解者がいた。くわえて、このような運動・学説に支えられた政策は、当時の「大国」アメリカの政策であった。

「戦争の違法化」は特殊な事例であろうか。第二次世界大戦後、ベイティは、誰が国際法を変える権利を有するのかとライトを批判し、学説の恣意性を指摘した。後に国際政治学者ブルは、国際法学者が「存在する(is)」法と「あるべき(ought)」法を混同することは危険だと指摘した。しかしながら、変革期において立法的側面が強調されるとき、あるいは、規範的法が国際法学者の前に提示されたとき、学説が一定の建設的役割を果たすことを、「戦争の違法化」は示している。

(午後の部—2)

ボーチャードと外交的保護

加藤信行（北海学園大学）

20世紀前半のアメリカ国際法学会を代表する法学者のひとりとして、ボーチャード（Edwin Montefiore Borchard, 1884–1951）を挙げることができる。ボーチャードは、アメリカ連邦議会法律図書館員などを勤めたのち、1917年にイエール大学ロースクールの教授に就任し、長く国際法の研究・教育に従事した。彼は、法学のさまざまな分野で数多くの研究業績を残しており、その対象は、国際法のみならず、広く外国法・比較法、さらには民事・刑事の国内法にも及び、これらの分野でのアメリカの国内立法（宣言的判決法、不法行為責任法など）にも影響を与えた。

ボーチャードは、1924年から四半世紀にわたってアメリカ国際法雑誌の編集委員として精力的に数多くの論評を発表しつつ、理想主義的・福音主義的立場に対峙する現実主義的立場にたつ論客の中心人物として、当時のアメリカ国際法学会をリードした。より注目されやすい政治性が強い問題に関しては、冷静に思索する法学者としての立場から、同学会がカレントな政治的論争（満州問題など）に対する大衆的な議論の場となることに反対した。また、伝統的な中立制度を擁護し、普遍的国際機構とその集団安全保障体制に対して懐疑的な立場をとったことは有名である。こうして、ボーチャードが国際法学に果たした役割は広く、大きい。

しかし、彼の代表作をひとつだけ挙げるとすれば、それは *Diplomatic Protection of Citizens Abroad or the Law of International Claims* (1915) であろう。国際法学におけるボーチャードの最大の功績は、国際法の独自の問題領域としての外交的保護の法理を体系的・包括的に実証し、これを提示したことにある。そこで本報告では、国際法学の視点から、外交的保護の法理の形成と発展に与えたボーチャード学説の意味と役割について若干の考察を加えることとした。アメリカの国際法学説あるいは外交政策の中でボーチャードを位置づけるというよりも、外交的保護の法理の発展と現代的な理解に照らしてボーチャードを位置づけよう試みる。